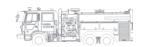




深川地区消防組合深川消防署 沼田支署予防担当67 35-2050



違反対象物公表制度について

違反対象物公表制度とは、建物を利用する方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう深川地区消防組合で把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。 対象となる建物は飲食店、ホテル、病院・福祉施設など不特定多数の人が出入りする建物で、消防用設備の設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが設置されていない建物を公表します。

公表制度開始期日

平成31年4月1日から開始(深川地区消防組合)

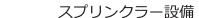
公表方法

屋内消火栓設備

沼田町のホームページ内で公表しますので確認して下さい

◆現在公表に該当する違反対象物はありません(平成31年1月31日現在)◆







自動火災報知設備

スプレー缶の取扱に注意してください!

平成30年12月16日に札幌市豊平区で発生した建物爆発火災では、50名以上の負傷者と40棟近い建物が損壊するなど、大きな被害が出ています。スプレー缶製品の使用の際は容器に表示されている「使用上の注意」をよく読み、正しく使いましょう。また、ごみに出す際は沼田町のごみ分別辞典やホームページを参考にしてください。

注意事項

- ○火気を使用している部屋で殺虫剤等を大量に使用しない
- ○ファンヒーター、暖房器のそばにはスプレー缶を置かない
- ○直射日光があたる所や夏場の自動車内など高温な場所には置かない
- ○屋外で中身を出し切ってからごみに出す
- ※ガス抜きキャップがある場合は使用して中身を出し切る



大切な家族や財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

沼田町 防火標語

『後にしよう その油断が 火事になる』 🏾

